

戸籍謄本等不正取得事件と 身元調査根絶の闘い

山下 真澄

はじめに

2005年4月7日付の朝刊で、多くの新聞社が「戸籍謄本を不正入手」という記事を報道した。この事件は、3人の行政書士（神戸市のY、宝塚市のK、大阪市のT）が職務上請求書を使用して戸籍謄本等を不正に取得し、依頼されていた興信所に渡して報酬を得ていたというものである。そして、その後の私たちの調査によって、この3人による不正取得は3,000件以上にものぼることが分かった。

これに続いて、昨年7月には埼玉県吉見町の土地家屋調査士Kによる3件、8月には伊勢市の行政書士Tによる511件の不正取得も報道された。さらに、本年7月には神戸市の司法書士Kによる不正取得が発覚（被害状況については現在も調査を継続している）し、昨年12月には、探偵業をしている豊中市のHと加古川市のGらが他人の委任状を偽造して戸籍謄本を不正取得し、有印私文書偽造、同行使の疑いで逮捕されるという事件も発生した。

これらの事件は、後に記すように、様々な要因が重なったことによって発覚したものである。つまり、たまたま表面化したものに過ぎず、わが国の社会では、今日もなお、悪質な身元調査と戸籍謄本等の不正取得が横行していることを象徴するものであり、問題の根は極めて深い。

不正取得の実態

職務上請求書とは何か

職務上請求書とは、特定8業士（弁護士・司法書士・税理士・行政書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・弁理士・海事代理士）が、その職務を遂行するために他人の戸籍謄本等が必要になったとき、当該の市区町村に提出する請求書のことであり、各業士の会（弁護士会、司法書士会など）が作成して、関係者に頒布している。

従来から、この8業士については、戸籍法で「記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」以外の者は「相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合」を除いて交付を請求することができないとされていた除籍謄本を含むあらゆる戸籍関係の書類の交付を請求することができるという特権が与えられていたが、特別な請求書を使用していたわけではなかった。そのため、興信所の経営者などが弁護士や司法書士などを騙って戸籍謄本等を不正入手するとい

う事件が各地で発生していた。そこで、1986年から、このような事件の再発を防止する目的で、8業士に対して職務上請求書の使用が義務付けられたのである。

しかし、この職務上請求書は、請求人の職名と名前を記入し、職印が押されていれば、目的欄には「調査」「添付資料」、提出先も「依頼人」というデタラメな記述をしていますが、完全にフリーパスの状態です。戸籍謄本等の交付を受けられることになり、新たな不正行為を生む要因にもなったのである。使用が義務付けられた3年後の1989年には、福岡市の弁護士2人が大量の職務上請求書を興信所に売り渡していた事件が発覚し、2005年以降は、以下に記すように、興信所から依頼された行政書士などが職務上請求書を使って戸籍謄本等を大量に不正取得していたという事件が次々と明るみに出たのである。

職務上請求書の悪用

次の表①は、伊勢市のT行政書士が市区町村に提出した職務上請求書に記入していた使用目的の一覧、表②は、T行政書士に戸籍謄本等の不正取得を依頼したプライベートリサーチ社(仲介業者)の依頼理由の一覧である。業者からの依頼理由は「結婚に関する調査」が過半数を占めており、依然として根強い差別意識が存在し、身元調査が横行していることを裏付けている。

また、2つの表を比較してみれば、職務上請求書に書かれた使用目的はまったくのデタラメであることが一目瞭然であり、8業士にとっては、職務上請求書にもっともらしいことを記述しておきさえすれば、いとも簡単に戸籍謄本等を手に入れることができるという制度上の欠陥が暴露されている。そして、この欠陥は、2005年に発覚した事件について連続記事を掲載した神戸新聞の取材に対して「最初は罪悪感があったが、全国の役場ですんなり取得できたので、次第に正当な業務と思うようになった」と答えた神戸士のY行政書士の言葉(2005年4月15日付朝刊)によ

表① 職務上請求書に書かれた使用目的

	使用目的	件数
1	契約書作成	344
2	相続系図作成のため	98
3	家計図の作成	37
4	資産遺産分割協議書作成資料	21
5	内容証明郵便作成資料	7
6	相続について協議書作成	1
7	金銭消費貸借作成	2
8	会社・中間法人等設立準備	1
	計	511

でも裏付けられているのである。

行政書士、司法書士による戸籍謄本等の不正取得はいずれも、業務を遂行するために必要だと偽り、職務上請求書を使って行われた。そして、これらの事件に共通していることは、依頼した興信所などの関係者も、手に入れた戸籍謄本等を渡して報酬を受け取っていた行政書士らも、犯罪行為であると知りながら不正取得を繰り返した「確信犯」だということである。

前述したY行政書士は、取材に対して「電話帳の興信所の広告を見て、住民票や戸籍謄本を送ればいい仕事になると思い、5社にファックスを送ったら4社から依頼が入り、ファックスを送らなかった2社からも注文が入った」とも答えて（2005年4月15日付朝刊）いる。そして、不正取得を依頼した興信所経営者は「不正と分かっているが、どこでもやっている。行政書士だけでなく、弁護士にも頼んだ」と語って（2005年4月12日付朝刊）いるのである。

不正行為を働いたのは8業士の中のごく一部の不心得者であるという人がいるかもしれない。しかし、仮にそうであったとしても、被害を受ける人間が存在する限り、その原因となる不正行為を防止するための対策を講じなくてはならない。戸籍の公開原則を頑強に維持し、ずさんな職務上請求書のシステムを放置するとともに、興信所などによる差別を目的にした身元調査を野放しにしてきた行政機関・立法機関の責任は極めて大きい。

仲介業者の存在

伊勢市のT行政書士の事件では、興信所と行政書士などの間を仲介する業者（プライベートリサーチ社）が存在していることが明らかになった。

興信所にあてたプライベートリサーチ社の営業案内（資料①）は「個人情報保護

表② プライベートリサーチ社からT行政書士への依頼理由

	使用目的	件数
1	結婚に関する調査	255
2	身上調査	39
3	相続に関する調査	55
4	個人信用調査	18
5	企業信用調査	2
6	所在調査・行方調査	51
7	消息の確認	15
8	訴訟資料の保全収集	20
9	内容証明郵便作成資料	8
10	無記入または消去	26
	計	589

法の制定により、調査会社様には大変厳しいものがあるかと思われます。そこで、当社は（中略）皆様のお役に立てればと思い、低料金でご提供致します」という文章で始まっているが、これは、部落地名総鑑を売りさばいた連中が企業などに送ったダイレクトメールの内容（身元調査が問題とされる時代になったが、会社を守るためには必要だ。そこで、皆様のお役に立てばと思って人事調査に最適な資料を作成した。内密で販売する）と酷似している。プライベートリサーチ社は、個人情報保護を保護するための社会的な動きが進めば進むほど、多くの興信所が身元調査に使用するための戸籍謄本等を欲しがること、8業士の中には、職務上の特権を悪用すれば簡単に手に入れることができる戸籍謄本等を興信所に売って儲けようとする者が出てくることを知って、積極的に営業行為を行ったということである。

これに、興信所とT行政書士（表面化していないものが数多くあると思われる）が乗った。三者とも、輸入汚染米を食用として販売したことが発覚しないようにと架空転売を繰り返していた事件のように、関係者（不正取得の実行者である行政書士、依頼者である興信所、仲介業者、そして興信所に身元調査などを依頼した者）の数が多くなるほど不正行為がばれにくいらうと考えたに違いない。だから、堂々と契約書（資料②T行政書士とプライベートリサーチ社との契約書）を交わしたのだろう。通常の商取引であれば当然のことだろうが、この場合は違法行為を実行することについての契約であり、極端に言えば、殺人について契約書を交わすのとまったく同じことである。思考回路が狂っているとしか言いようがない。

委任状の偽造

昨年12月18日に豊中市の探偵業H、加古川市の探偵業G、吹田市の派遣社員Mが有印私文書偽造、同行使の容疑で逮捕された。そして、本年3月31日、大阪地裁で、実行行為者のGとMに対して懲役2年6月、懲役2年（いずれも執行猶予3年）の判決が出された。

3人が逮捕された直接の容疑は、Hから「大阪市鶴見区に住んでいるAさんの戸籍謄本を入手してほしい」と依頼されたGがAさんの名前で委任状を偽造し、Gから頼まれたMが区役所に出向いて関係書類を提出し、彼女の戸籍謄本を不正に取得したということであるが、逮捕に至るまでの経過は次の通りであった。

自分のことを聞き回っている怪しい人物がいることを近所の人から教えられたAさんが、不安になって知人に相談したら、戸籍を取られているかもしれないので市役所へ行って聞いたほうがいいと助言してくれた。Aさんが区役所に出向いて情報公開を請求したところ、区役所から開示されたAさんの戸籍謄本の交付申請に係る関係書類の中に、Aさんの名前が書かれた偽の「委任状」があったのである。そのため、Aさんは、自分が書いたものではないと区役所に抗議するとともに、鶴見警察署に告訴したのである。

犯罪として立件されてはいないが、彼らの犯行がこの1件だけに止まらないことは言うまでもなからう。探偵業Gの事務所には1,500本余りの認印があったという捜査当局の発表が、これを裏付けている。そして、職務上請求書による不正取得の場合と同じように、委任状についても、担当窓口では何のチェックもせずに戸籍謄

本等を交付しているという証左でもある。

背景は根強い差別意識

興信所経営者の証言と部落地名総鑑

神戸市のY行政書士による不正取得について取材を続けてきた神戸新聞は、2005年4月12日付の朝刊に、不正取得を依頼していた興信所経営者Cのコメントを掲載した。経営者Cは「興信所に依頼がある結婚調査の9割以上は部落調査である。これをやらないと食べていけない。現地に出向いて調査し、文書が残るとまづいので口頭で回答する。報酬は1件あたり10～30万円」と語っている。

この記事は、わが家に部落出身者の血が混じるようなことになったらたいへんだと考え、わが子の結婚相手の身元を調べる多くの親（結婚に係る身元調査をする者の大半は当事者の親である）がいることを証明している。また、前項に記した伊勢市のT行政書士に対する興信所からの依頼内容（表②）でも、489件中255件が「結婚に関する調査」となっている。結婚差別は問題の性質上、表面化しにくいものであるが、この二つの事実だけ見ても、わが国の社会に根強く存在していることが分かる。

このY行政書士の事件では、上記Cが経営するものとは別の興信所の業務日誌の中に「地名そうかん返せ」という記述があることが分かった。この言葉の意味の真相は現在もなお解明されていない（現行の法令では強制捜査ができる事案ではない）が、興信所同士で部落地名総鑑を貸し借りしている実態があることは疑う余地がない。そして、上記Cも「以前、大阪の知り合いから譲ってもらおうとしたが100万円だと言われてあきらめた。地名総鑑を持っている人もいれば、自分で部落を調べて資料を作っている人もいる」と話して（上記神戸新聞）いる。部落地名総鑑はもうないと言い続けてきた法務省の姿勢が、この実態を助長してきたといえる。

部落を忌避する意識—実態調査から

2004年に三重県、2005年に大阪府が実施した県民（府民）意識調査で、宅地や住宅を購入する際には、気に入った物件でも、同じ町内や通学区域に部落がある場合は買わないと答えた人の割合が30%以上にも上っているように、地域としての部落と部落出身者を忌避しようとする意識は依然として根強く存在している。

そして、住居の場所でさえこんな状態であるから、結婚ということになると、いっそう露骨に差別意識が顕在化してくる。2003年に福山市が実施した市民意識調査では、わが子の結婚について聞いた質問に対する回答で、本人の意思を尊重するというものが87%であるのに対して、その相手が部落出身者だったらどうするかという質問では、本人の意思を尊重するという回答は57%という数値になっている。1994年に実施された同様の調査では40%の開きがあったので一定の前進は見られるが、やはり厳しい差別意識が存在していることを裏付けている。

また、同時に実施された部落の生活実態調査では、夫か妻のどちらかだけが部落出身という夫婦は50歳代の後半を境にして若くなるほどその割合が高くなり、20歳代はすべてが80%台の後半になっているが、半数が「家族や親戚が反対した」

と答えている。そして、その半数（全体の4分の1）は、今も実家や親戚（全部又は一部）との付き合いがないと答えている。

このような部落の生活実態、市民の意識状況に、悪質な身元調査、そして、これに使うための戸籍謄本等の不正取得が横行する背景が表れている。

発覚後の県連の取り組み

不正取得の情報開示請求

2005年4月以降、県連は、不正取得していた行政書士などによる交付請求について、県内の市町に情報を公開させる取り組みを進めた。その結果、神戸市のY行政書士、宝塚市のK行政書士、大阪市のT行政書士については、16市町で152件（行政が自主的に調査したもの10件、情報公開で確認したもの131件、法務局が把握したもの19件）の不正取得（表③）があったことが明らかになった。大阪法務局及び神戸法務局から広島法務局、そして広島県を經由して各市町に連絡されてきたのは46件という情報であったが、実際は3倍以上の被害があったことが分かった。

また、これ以後の事件では、伊勢市のT行政書士の場合は福山市・尾道市・大崎

表③ 行政書士Y・K・Tによる不正取得件数（広島県内）

	市町名	Y	K	T	計	備 考
1	福山市	1	8	1	10	行政が自主的に調査
2	尾道市	1	2	0	3	情報公開で確認
3	神辺町	0	2	0	2	情報公開で確認
4	神石高原町	0	5	2	7	情報公開で確認
5	呉市	0	13	1	14	情報公開で確認
6	大崎上島町	0	1	0	1	情報公開で確認
7	瀬戸田町	0	2	0	2	情報公開で確認
8	三次市	0	4	0	4	法務局による調査
9	安芸高田市	0	1	0	1	法務局による調査
10	東広島市	0	5	0	5	情報公開で確認
11	広島市	5	31	60	96	情報公開で確認
12	江田島市	0	2	0	2	法務局による調査
13	大竹市	2	0	0	2	法務局による調査
14	北広島町	0	1	0	1	情報公開で確認
15	坂町	0	1	0	1	法務局による調査
16	大野町	0	1	0	1	法務局による調査
	合 計	9	79	64	152	

上島町で各1件、神戸市のK司法書士の場合（調査を継続中）は10月末現在、福山市15件・呉市12件・竹原市3件・熊野町15件の被害があったことが判明した。

なお、前記の偽造委任状を使った不正取得事件では、加古川市の探偵業Gが不正取得を繰り返してきた件数の6割は広島市内で営業している興信所からの依頼であったことが、大阪地裁における審理の中で明らかにされたとのことである。裁判記録には残っているだろうが、私たちが閲覧することはできないので、現在はこれ以上の取り組みが進んでいない。

被害者への告知を要求

情報公開によって不正取得が明らかになった市町に対しては、被害者に経緯を報告する（本人告知）よう要求し、粘り強く取り組みを進めてきた。その結果、福山市の他に、神戸市のY行政書士、宝塚市のK行政書士、大阪市のT行政書士による不正取得に関しては瀬戸田町（尾道市と合併前）が、伊勢市のT行政書士の事件では大崎上島町が本人告知を実施した。

そして、この2つの事件では被害がなかった竹原市でも、今後、不正取得が明らかになった場合は実施するという方針を決定し、本年になってからは、これまでに発覚した事件について本人告知を実施しなかった三原市・呉市が、竹原市と同様の方針を決定したのである。

本人告知の動きは、広島県内だけでなく、全国に広がってきている。これは、2005年に発覚した事件について、全国で最も早く実施した福山市の取り組みが突破口になっている。福山市協議会からの申し入れを受けた福山市は、市民課・人権推進課・情報管理課による作業チームを組織し、2001年から2004年に受理したすべての職務上請求書の点検作業を行った。その結果、3人の行政書士による請求が10件あったことが確認されたため、個人情報保護条例の基本理念である「自己情報コントロール権」を保障するために本人告知を実施するという方針を決定し、個人情報保護審議会に諮問（資料③）した。そして、被告知者の人権擁護に向けて最大限の支援を行うことなどを条件として本人告知を許可するという審議会の決定（資料④）を受けて、9人の被害者全員（10件中2件は同一世帯が被害にあった）に対して告知したのである。

告知は、不正請求の被害にあったことを当事者に市長名の文書（資料⑤）で連絡した後、告知に応じてもらえるがどうかを電話や文書で確認する、そして、相手と会う時間と場所を決めて市民課長と人権推進課長がそこへ出向き、事件の経緯と市の方針（被害を回復するための取り組みに対する支援など）を説明するという流れで、丁寧に行われた。担当した2人は「意図はなくても結果的に不正行為を見逃して戸籍謄本等を交付してしまったにもかかわらず、市の取り組みの姿勢を評価してくださった」と話している。

国及び県の対応

被害を放置した神戸法務局

神戸市のY行政書士による不正取得事件については、同盟員から「自分の戸籍謄

本が無断で取られていた」と相談を受けた部落解放同盟兵庫県連合会が、2004年12月から調査を続けていた。その結果、同盟員だけでもかなりの人が被害にあっていて、興信所間で部落地名総鑑を貸し借りしている実態があると思われること、行政書士が職務上請求書を興信所に横流ししている可能性も高いことなどから、2005年2月に、被害を受けた当事者ととも兵庫県と神戸地方法務局に「人権侵害事案」として提起していた。

これに対して、兵庫県は直ちに調査を開始するとともに、神戸法務局に関係資料を提出し、「人権侵害の恐れがあるので適切に対処してもらいたい」と申し入れた。その際に、興信所などが部落地名総鑑を使用しているという情報があることも説明したとのことである。

しかし、神戸法務局は、被害者からの申し入れも、兵庫県からの申し入れも完全に無視して、問題を放置し続けたのである。4月7日に新聞各紙が事件を大きく報道し、被害者からも取り組みを督促されたために慌てて調査を開始したが、不正取得の件数さえ正確に把握しないというずさんなものであった。そして、2ヶ月以上も放置してきたことについては、「2月の段階では被害者本人からの申告は聞いていなかった。県の報告も、正式な文書による報告だとは受け止めていない」（2005年4月11日付、神戸新聞）と聞き直ったのである。

わが国における唯一の人権擁護機関であると嘯きながら、差別事件・人権犯事件を何ひとつ解決できないばかりか、部落解放同盟の糾弾闘争を犯罪だと決め付け、差別者の駆け込み寺としての役割を演じてきた法務省の本性を暴露した姿といえる。

広島県・三重県の場合

広島県に対して、県連は、人権男女共同参画課を窓口として、不正取得の再発を防止するために事務手続きを改善すること、既に発覚した事件については被害件数を公開するとともに本人告知を行うことの2点について、すべての市町行政に対して指導するよう要望してきた。

これに対して広島県は、2006年7月4日に地域行政室長名で「行政書士による職務上請求用紙を使用した戸籍等不正請求事件の発生と、宝塚市の行政書士名及び年月日を特定して、戸籍等を交付した事実があれば請求書の写しを送付するよう」各市町に通知した。しかし、戸籍事務に関して市町を「指導する権限」がないこともあり、これ以上の取り組みは行われなかった。

この姿勢が変化したのは、加古川市の探偵業Gと吹田市の派遣社員Mに有罪判決が出されたこと、Gが不正取得していたものの6割は広島市内の興信所からの依頼によるものであったことを県連が提起した本年9月以降のことである。興信所の営業に関する許認可は県の業務であるため、戸籍事務は市町行政の仕事ということで済まされなくなったと判断したからであろう。

早速、広島県は9月19日付で各市町に対して、戸籍謄本等の不正取得に関して注意を喚起する通知（資料⑥）と、啓発事業の中に身元調査の防止に関する内容を盛り込むよう依頼する文書（資料⑦）を送付した。そして、県が主催するヒューマンフェスタで配布するチラシや12月号の県民だよりで「部落差別などの重大な人

権侵害につながる『身元調査はしない！ 依頼しない！ 協力しない！』の3原則を実践しましょう」というスローガンを掲載するなど、県民への啓発を行った。

伊勢市のT行政書士による不正取得事件は、職務上請求書の購入数が急増したことを不審に思った県行政書士会が本人を呼び出し、問い質したことにより明らかになった。そして、行政書士会から報告を受けた三重県は、2007年6月から本人に聞き取り調査を行って事実を確認し、8月10日付で10ヶ月間の営業停止処分を決定した。また、住民基本台帳法の規定に基づいて伊勢簡易裁判所に過料処分を通知するとともに、T行政書士が戸籍謄本等を取り寄せていた42都道府県の181市町村に対して、政策部長名の公文書で事件の経緯を連絡した（資料⑧）のである。

不正取得による被害

部落出身者の結婚が破談に

神戸市のY行政書士などによる不正取得が行われていた2003年12月に、京都市で、部落出身の女性Eさんが結婚差別について京都府連合会に相談したことがきっかけになり、X司法書士による不正取得事件が発覚した。

Eさんには、結婚を約束した男性Fがいた。ところが、Fが両親に結婚の話をしたところ、父親がEさんの両親の戸籍謄本をテーブルの上に並べて「見てみい、同和や。結婚は絶対に許さん」と大反対し、母親も、話し合いに加わった兄も同調した。そして、この翌日、父親がEさんの家にやって来て、結婚はさせないと一方的に告げて帰った。身元調査に使われた戸籍謄本は、Fの父親が知り合いだったX司法書士に依頼し、Xによって不正取得されたものである。

Fの父親が自分の両親の戸籍謄本を手に入れ、身元調査をしていたことを知ったEさんは、京都府連の助言を受けて京都市に対する情報公開の請求を行った。その結果、4区役所から開示された関係書類によって、司法書士用の職務上請求書が使用されていたことがわかったが、請求人の名前や住所は墨塗りされていた。そこで、Eさんと京都府連は自力で調査してX司法書士の犯行であることを突きとめ、全面開示を要求する不服申立の準備を進めていたところ、X本人が第三者紹介に応じて全面解示され、不正取得が裏付けられたのである。ここに至るまでには、最初の開示請求から実に6ヶ月を要したのである。

結婚差別の場合、Eさんのケースのように、差別行為の内容が詳しくわかることは稀である。前記の興信所経営者Cが言うように「身元調査の回答は口頭で」行われ、差別行為に加担したすべての人間が真実を隠すからである。したがって、Eさんが受けた結婚差別は氷山の一角であり、戸籍謄本等の不正取得によって被害を受けている部落出身者は大勢いるものと考えられる。

すべての人の人権が危ない

2005年に、全国の自治体の先頭を切って本人告知を実施した福山市は、2006年6月5日に開催された個人情報保護審議会に「被害者への告知の取り組み状況」を報告した。報告の概要は、対象の12件（合併した旧神辺町分の2件を含む）のうち9人への告知が終了した（6月5日現在）が、3件は身元調査に使われた可能性

が高く、そのうちの2件は結婚に係るものであった、そのため、この2件については兵庫県行政書士会に対して実態の解明を要請する文書を送付したところ現状の報告があり、今後も協力するという返事が届いたというものであった。

また、結婚に係る身元調査に使われた可能性が非常に高い2件では、被害者が、面談した市民課長・人権推進課長の質問に対して次のように答えたことも報告された。まず、Sさんは「昨年、何年間も交際してきた相手と別れたが、交際中に、その人から『私の親が興信所にあなたの身元調査を頼んだ』と聞いた」と話している。そして、Uさんは「息子が昨年3回、見合いをしたがすべて断られた。仲介役の女性が調べたからだろう」と話したそうである。戸籍謄本等の不正取得という犯罪によって、2人（相手も含めれば4人以上）の人生が大きく狂わされたわけである。

この取り組みでは、もうひとつの事実が明らかになった。それは、告知した9人の中に部落出身者は1人もいなかったということである。この事実は、興信所経営者が言うように「結婚調査の9割は部落調査」という状況、つまり、差別があるのは当然とするような社会状況である限り、部落出身者などのマイノリティはもちろん、その他の人々の人権も守られないことを示している。部落問題の解決は国民的課題であるといわれる所以が、ここに表れている。

改正戸籍法の問題点

第10条の改正はごまかし

昨年の通常国会で「戸籍法の一部を改正する法律案」が成立（4月27日）し、本年5月1日から施行された。この改正の趣旨について、政府は、戸籍謄本等の不正取得を防止するため、公開を原則としてきた戸籍を「原則非公開」に転換するものであると説明している。しかし、これはまったくの詭弁である。

確かに、改正前には「何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる」とされていた第10条の規定が、改正後は「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は（中略）請求することができる」と変更されたので、この条文だけを見れば、家族以外の人間は交付を請求することができなくなったと錯覚する人がいるかもしれない。しかし、新たに設けられた第10条の2で「特例措置」が明文化され、これに該当する場合は、第三者による請求もすべて「合法」とされたため、改正の骨格といわれている第10条の趣旨は完全に骨抜きになっているのである。

何人も請求できるは変わらず

第10条の2第1項には、「前条第1項に規定する者以外の者」であっても、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」には「権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」を、また「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合」には「戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関および当該機関への提出を必要とする理由」を、そして「前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」

には「戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由」を明らかにすれば、戸籍謄本等の交付の請求をすることができると規定されている。

そのため、例えば、土地の所有権をめぐるトラブルを解決するために過去のすべての所有者の登記簿謄本と戸籍謄本が必要になった（権利の行使の場合でも義務の履行の場合でも可能）からとえば、他者の戸籍謄本等の交付を請求することができるということになる。そして、このような場合にも、戸籍事務を担当している役所の窓口で「理由として書かれていることに偽りはないでしょうね」と質され、不正を指摘されて交付を拒否されるというようなことは、まずあり得ないだろう。まして、顧客の依頼を受けて国や地方公共団体の機関に提出するために必要（例えば、自動車の所有登録など）だと言え、もっと簡単に済むであろう。

つまり、第10条の2第1項は、ここに規定されているような請求の理由を「きちんと」書いてありさえすれば、何人でも他者の戸籍謄本等の交付を受けられることを保障する条文だということである。これでは、不正取得をしようとする者に大きなヒントを与えるばかりで、何のために第10条を改正したのかということになってしまう。

職務上請求等にも歯止めなし

8土業の職務上請求に係ることについても、第10条の2第3項に「受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付を請求することができる」と明文化された。そして、請求にあたっては「当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならぬ」とされている。

この条文は、職務上請求をする者の資格を証明する書類を提出すること、依頼者の名前と依頼者が戸籍謄本等を必要とする理由（第10条の2第1項に記されているもの）を明示することを義務として新たに規定したものであるが、これも、不正取得を防止するうえではまったく効果がないと言わざるを得ない。なぜなら、これまでに不正を働いた事実が発覚した8土業の関係者は、改正前の戸籍法の規定に照らしても違法行為であることを承知のうえで不正取得を繰り返してきた確信犯であり、こんな輩にとっては、資格証明書の写を提出することや規定に示された条件に合致するよう職務上請求書の内容を取り繕うことはいとも簡単なことであるからである。

また、この条の第2項には「国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる」とし、この場合は「当該請求の任に当る権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠になる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ」と規定されている。しかし、これもまた、1999年に事実が発覚した大阪府警生野署の警部補のように、「捜査関係事項照会書」を使用して不正取得するような犯罪行為を防止するためには、まったく役に立たない条文である。

つまり、第10条の2に定められた請求については、請求書に記載されている「戸

籍謄本等を必要とする理由」に偽りがないことを確認した後に交付するという事務手続きが確立されない限り、不正取得を防止することはできないということである。**委任状の悪用もそのままに**

第10条の3第2項には「現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者（前条第2項の請求にあっては、当該請求の任に当る権限を有する職員）の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当るものであることを明らかにする書面を提供しなければならない」と規定されている。

これも、第10条の改正に伴って新設された条文であるが、手に入れようとする戸籍に記載されている人や第10条第1項にある家族の「委任状」を持って行けば、他人の戸籍謄本等でも交付を受けることができるというものである。しかも、その委任状が本物であることを確認してから交付することというような文言はどこにも見当たらない。

前述した大阪市の探偵業者の場合は、身辺を嗅ぎまわっている怪しい人物がいることを教えられた被害者が区役所に情報公開を請求したことによって、この探偵業者が委任状を偽造し、戸籍謄本等を不正取得していた事実が発覚した。しかし、通常、自分の戸籍謄本等が第三者によって不正取得されていることに気付くようなことは滅多にならう。したがって、この条文も不正行為を助長することになりかねない代物であると言わざるを得ない。

今後の闘いの方向

第三者による請求は本人への告知を

改正された戸籍法の規定も、戸籍謄本等の不正取得を防止するにはまったく無力であることが明らかになった。したがって、戸籍事務を取り扱う市区町村において、現行法の範囲内でも実施することが可能な、不正取得を防止するための事務要領を確立することが急務となっている。

まず、既にかかなりの数の自治体を実施している「不正取得が明らかになった場合の被害者への告知＝本人告知」をすべての自治体で実施させることである。これは、窓口事務において不正を見抜くことができず、不作為とはいえ、不正行為に加担してしまった市区町村が果たすべき最低限の道義的責任である。また、被害があったことに対する事後処理のひとつに過ぎないことも明らかである。しかし、これがすべての自治体で実施されるようになれば、不正取得をしようとする輩にとっては、事実が明らかになったときには被害者に報告されるため、損害賠償請求の裁判を起こされるかもしれないという恐れを抱く要因にもなり、不正取得を防止するために一定の効果があることは間違いない。当面、実施すべき最も重要な取り組みである。

これと平行して、不正取得を未然に防止するため、第三者による請求については、請求された戸籍謄本等に記載されている本人（死亡している場合は戸籍法第10条に規定されている直系の親族）に連絡し、請求人の名前を伝えるとともに、請求書

に書かれている内容が真実であると確認できた場合に限り、戸籍謄本等を交付するという事務要領を確立させる必要がある。

事後の本人告知も交付前の本人告知も、改正戸籍法のどこにも「してはならない」という規定はなく、事務運営上の措置として、地方自治体の裁量で実施できるものである。また、新設された第133条の「偽りその他の不正な手段により第10条若しくは第10条の2に規定する戸籍謄本等（中略）の交付を受けたものは、30万円以下の罰金に処する」という条文の趣旨からしても、地方自治体が不正取得を未然に防止するための措置を講じることは当然と言える。

事前告知を実施するうえでただひとつの困難な条件は、第三者による請求の数が膨大（福山市では職務上請求だけで年間約5万件）であるため、事務処理をするだけで大量の人員と時間が必要となり、現実問題としては極めて難しいということである。しかし、このまま放置することにはならない。件数が少ない自治体ではすべてを、請求件数が膨大な自治体では一定数だけ抽出する方法でも実施するよう、要求闘争を強化しなくてはならない。

廃止に向けて原則非公開の徹底を

さまざまな手続きをする際に戸籍謄本等を提出することが必要とされているわが国では、戸籍制度は、私たちの生活になくってはならないもののように見える。しかし、世界中で戸籍制度がある国は日本だけであり、人間社会を維持していくうえで必要不可欠な制度でないことは明らかである。だから、私は、戸籍制度は廃止すべきであると考えている。

これに対しては、相続権などを証明する手段がなくなるというような素朴な疑問から、反対だと言う人が多いかもしれない。しかし、このような問題は、諸外国で実施されている制度を採り入れ、戸籍謄本等で人物を確認するという現行の事務手続きを全面的に改定しさえすれば、簡単に解決することである。戸籍制度の廃止を実現する上で何よりも困難な壁は、支配層としての血筋に固執する頑迷な勢力の存在であり、差別観念に侵された人々の存在であろう。戸籍制度が作られてから今日まで、戸籍謄本等を使った身元調査が繰り返されてきた事実が、これを裏付けている。だからこそ、何としても戸籍制度の廃止を実現しなくてはならないのである。

しかし、これは簡単に成就することではない。そこで、廃止に向けた第一歩として、原則非公開とさせることが重要である。具体的には、戸籍は本人だけに公開する（戸籍謄本等を発行する）ことを原則とし、死亡した人や行方不明の人のものが必要な場合に限り、直系の親族にも公開することができるという内容に戸籍法第10条を改正させる、併せて、第10条の2の「特例措置」はすべて廃止させることである。さらに、第10条の3第2項についても、委任状の名義人に対して、請求の手続きをする者に委任した事実があることを確認した後でなければ戸籍謄本等を交付することができないという規定に改正させなくてはならない。

身元調査禁止法の制定を

神戸市の行政書士の不正取得事件で、興信所の経営者が「身元調査の依頼のうちの90%は、部落出身かどうかをしらべてほしい」というものである。不正なことだ

と分かっているが、これをやらないと食べていけない」と新聞社の取材に答えているように、戸籍謄本等の不正取得が横行する背景には、差別を目的にした悪質な身元調査が野放しにされているという実態がある。

わが国の近代的な戸籍制度は、1871年（いわゆる解放令がだされた年）の太政官布告によって翌年に編成された「壬申戸籍」が始まりであるが、これを作製する際、部落出身者の戸籍に「元穢多」とか「新平民」という賤称語を記入するという差別行為が全国各地で行われた。そして、この戸籍は部落出身者をあぶりだし、差別するための格好の材料として悪用されてきた。そのため、全国水平社は、1923年の第2回大会で「戸籍簿、身許調書等の改正を要求するの件」を決議して闘いを展開し、差別記載があることが明らかになったものについては訂正をさせてきた。そして、部落解放同盟は1969年、この「壬申戸籍」を永久封印させることに成功したのである。

しかし、1975年には、多くの企業が「部落地名総鑑」を購入し、身元調査に使っていたという事実が発覚した。そして、法務省の「終結宣言」をあざ笑うように、今日では、電子データ化されたものが出回り、戸籍謄本等と照合して身元調査をするために悪用されている。このような実態を解消するには、身元調査を禁止する法律の制定が不可欠である。しかし、政府は、部落出身者をはじめとするマイノリティに対する差別を根絶するために必要な立法措置を講じることを求めた国連人権委員会の勧告も無視して、何の手立てもしようとしていない。さらに、人種差別撤廃条約の批准にあたっては、差別を扇動する行為の禁止をうたった第4条を留保している。国民の基本的人権を守るべき為政者の責任をまったく果たしていないのである。

一連の戸籍謄本等不正取得事件では、部落出身者はもちろん、部落出身でない人も身元調査によって被害を受けた事実が判明している。私たちは、すべての人の人権を守るという立場から、身元調査禁止法を制定させる闘いを進めていかななくてはならない。

おわりに

ワーキングプアといわれる年収200万円以下の労働者が550万人、300万円以下の世帯が全体の30%、生活保護世帯が146万人、これが構造改革によってもたらされた国民の生活実態であり、人権軽視・無視の状況がますます深刻になっている。

歴史が証明しているように、国民の無権利状態が進行するときには、マイノリティはより深刻な状況に追い込まれるとともに、自己疎外に追い込まれた人々による激しい差別にさらされるようになる。一連の戸籍謄本等の不正取得事件は、荒廃した今日の社会でマイノリティがおかれている深刻な現実を象徴している。

しかし、時代の波に翻弄されることなく、粘り強く闘いを継続すれば、反転攻勢に向かうことができる日が来ることも歴史は教えている。これからも、たゆみなく進んでいきたいと思う。

（やました ますみ・部落解放同盟広島県連合会）

資料① 興信所などにあてたプライベートリサーチ社の営業案

個人情報保護法の制定により、調査会社様には大変厳しいものがあるかと思われ
 ます。そこで、当社はこの度、下記の商品を限定に、「取り決め事項」をご案内し、
 ご承諾されたものとして、皆様のお役に立てればと思い、低料金でご提供致します。

[取り決め事項]

1 F A X ・ E -mail でのサービス開始 (電話は業務の都合上お受けできません)
 原則 24 時間受付、報告は 5 日～ 7 日 (休日を除く)、地域により時差あり。

2 商品・料金

商品：公簿 (住民票・戸籍謄本関係)

注意：◎対照資料が「該当なし」や「差止め処分」等で交付拒否された場合でも一通の同一料金を戴きます。

◎原本は郵送いたしません。

3 厳禁事項

◎資料を依頼人に渡したり、内容を見せたり、対象者およびその関係者に察知される行為。

◎資料を悪質、違法な犯罪行為に利用する事。

4 賠償および対処費用

◎御社の故意、過失により紛議や問題が発生した場合

◎問題解決に要した有資格者の日当 5 万円×日数・交通費・滞在費等の諸経費を申し受けます。

5 事故防止措置に伴う開示義務

御社の業務において、資料の守秘義務が損なわれ紛議等の問題発生
 の恐れがある場合は直ちに当案件の内容を弊社に開示し、協議の上事故防止の措置をとら
 なければなりません。また、役所の裁量により、差止め・不交付処分がなされてい
 る資料について、その事実を知らずに交付申請を行い、所轄役所より質疑・回答
 が求められた場合、御社は弊社の要望により、事案内容の詳細について開示し、
 事故帽子に協力する事とします。

6 御社および弊社は、サービス内容の秘密を厳守し、資料等の取り扱いにつ
 いては最大の注意を払います。尚、社会事情の変化、不測の事態、事故等の発生により、
 本活動が出来なくなった場合は、弊社は、これによって生じる一切の責任を負わ
 ないこと、また御社は弊社に対して損害賠償を求めないことを誓約したものと
 します。

限定情報卸サービス

プライベートリサーチ

F A X : 0 4 5 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

M a i l : 0 0 0 6 1 3 @ y a h o o . c o . j p

〒 225 - 0 0 0 0 横浜市青葉区 0 0 0 2 - 0 0 - 0 0

資料② T 行政書士とプライベートリサーチ社との契約書

〇〇〇〇行政書士事務所（以下甲）とプライベートリサーチ（以下乙）は双方の業務提携について下記のとおり、決定する。

- 1 甲は乙の調査案件に対し、甲の業務に関連する案件に協力する。
- 2 乙は甲の社名・事務所名を第三者に漏洩してはならない。
- 3 乙は甲への調査依頼案件について、正当な理由なくして依頼してはならない。
- 4 乙は甲の調査に対し、次の通り対価を支払う。
 - a) 一枚の情報回答に対し、 ¥3,000 例：住民票
 - b) 二枚の 同上 に対し、 ¥2,500 × 2 例：住民票、現戸籍
 - c) 三枚以上の情報回答に対し、 ¥2,200 × 3 例：住民票、現戸籍、除籍
 - d) 該当なしの場合、上記 a) の半額料金
- 5 乙は甲への支払期限を回答当月末締め、翌5日支払いとする。
- 6 支払先 甲の指定する銀行とする。
指定先銀行：〇〇〇〇銀行〇〇支店、〇〇預金、〇〇〇〇〇〇
- 7 実務関連：a) 乙からの依頼書（別紙1）送付に基づき、甲は当日か翌日に役所へ申請願います。役所からの回答は到着しだい、メール添付、又はFAXにて乙へ回答願います。FAXの場合は読み取り不明があり、出来ればメール添付が望ましい。
回答期限は乙が依頼書を発注して5日以内には回答頂ける様手配願います。
b) 該当なしの場合はクライアントへの証明として、「職務上請求書」のコピーをFAXにて送付願います。この場合乙は請求者、資格者名を削除してクライアントへ報告致します。
- 8 乙は甲からの情報回答に対し、速やかにその情報回答を抹消する。
- 9 上記他関連事項については双方協議の上決定する。
尚、本状は甲と乙との契約業務関係ですが、将来に亘り、適切な関係を維持したく、宜しくお取り扱い願います。

平成18年5月1日

- 甲) 住所 三重県伊勢市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇ビル
氏名 〇〇〇〇 ㊟
業務上連絡先 〒516-〇〇〇〇
三重県伊勢市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇ビル
〇〇行政書士事務所
TEL 0596-〇〇-〇〇〇〇
FAX 0596-〇〇-〇〇〇〇
- 乙) 住所 横浜市青葉区〇〇〇2-〇-〇〇
氏名 プライベートリサーチ 代表 〇〇〇〇 ㊟
業務上連絡先：携帯 090-24〇〇-〇〇83
メール：〇〇〇613@yahoo.co.jp
FAX：045-〇〇〇-〇〇〇〇

資料③ 福山市長の個人情報保護審議会に対する諮問申出書

2005年（平成17年）8月17日

福山市個人情報保護審議会諮問申出書

(実施機関) 福 山 市 長
(担当局部課) 市民局市民部市民課

1 諮問事項

行政書士による戸籍等不正請求取得事件の被害者への事実の告知について、福山市個人情報保護条例（以下「条例」という）第39条第2項に基づき、福山市個人情報保護審議会へ諮問する。

2 諮問に至る経過

兵庫県及び大阪府の行政書士3人が、職務上請求用紙を使用して戸籍等を不正請求していた事件が本年4月7日付の新聞報道で明らかになった。その後本市に対して、6月30日付で広島法務局福山支局長、7月4日付で広島県地域行政室長から、行政書士による職務上盛況用紙を使用した戸籍等不正請求事件の発生と、宝塚市の行政書士名及び年月日を特定して、戸籍等を交付した事実があれば請求書の写しを送付するよう通知があった。

調査の結果、当該行政書士が職務上請求用紙により、本市に対して戸籍関係5件、住民票1件を郵送請求し、本市が郵送交付していたことが判明したため、7月8日付で法務局及び広島県に請求書の写しを送付した。本件に関する国・県の調査は、県内13市町、45案件が対象となっていたことが、県への問い合わせで明らかになった。その後本市内部で調査をした結果、さらに4件の請求が判明し、3人の行政書士全てから合計10件の郵送請求を受け、郵送交付している事実が明らかになった。

新聞報道によると、被害は大半の都道府県に及んでおり、不正取得された戸籍等は興信所に渡り、身元調査に悪用されていた事実も判明しており、神戸地方法務局や兵庫県を中心にさらに実態解明が行われているが、現段階では、国及び県から不正請求の対象者に対してその事実は知らされていない状況である。

3 諮問の理由

通常、本人の依頼によらない場合に、第三者からの請求に基づいて本市が戸籍等を交付した事実は、本市が伝えなければ対象者には知るすべが無いが、このことは当該請求行為が適正に行われている場合には何ら問題はない。

しかし、本件における職務上請求は不正に行われたことが既に判明しており、身元調査等不当な目的に悪用されていた可能性も大きい。こうした中で、実質的な被害の有無にかかわらず、この事実を告知しなければ、対象者はその判断ができなばかりか、被害にすら気付かないと考えられる。

このため、本市としては、条例の基本理念である基本的人権の尊重と自己情報コントロール権を保障する方向で検討した結果、条例第3条に基づき、市の責務として対象者への告知が必要であると判断したところであり、このことについて当審議会の意見を聴くものである。

4 諮問内容に関する考え方

(1) 対象者の自己情報コントロール権の保障

- ・ 条例は、その第17条に「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有す

る自己を本人とする保有個人情報の開示の請求を行うことができる」と規定し、本人から請求があった場合の個人情報の開示等、自己情報コントロール権の保障について規定しているものの、本件のような場合に市が積極的に対象者に事実経過を告知することの明文規定はない。

しかしながら、対象者は本市からの告知なしには自分にかかわる事実として本件事実を知りえないことは明らかであり、自己情報コントロール権の行使の手段である開示請求を行うことも困難であると考えられることから、条例第3条第2項「個人情報の適正な取扱を確保するため、市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」との規定に基づき、事故情報コントロール権を積極的に保障するため、本人に告知すべきと考える。

市は、プライバシーがいったん侵害されると回復困難な損害を及ぼすことを常に念頭におき、公務の執行に当っては市民の基本的な人権を擁護することを基本として個人情報保護を図る必要があり、その実効性を確保するためには、個人情報の取扱いに関する情報提供、指導、助言など市民に対する必要な支援策を行う必要がある。

本件においてはその請求行為が不正であることが明らかにされているため、対象者の知らないうちに、プライバシーの野権利が侵害されるとともに、このことによる人権侵害の可能性も大きく、過去報道された不正行為によらない個人情報流出事件においても、流出による被害の有無にかかわらずその事実を本人に知らせている事実もあり、不正行為を背景としている本件においては、一層対象者への告知の必要性は高いと考えられる。

現行の戸籍等の請求書に係る開示請求においても、条例第17条に基づく「戸籍・住民票等の請求書に係る開示請求処理要綱」第3条により、「第三者による不当な目的による請求、交付された証明書の利用によって権利侵害のおそれがある」場合、そのことについて疎明すれば、開示請求により、当該請求書に記載された申請者である第三者の名前を対象者に知らせることができることとなっている。こうした制度運用の考え方からも、本件に関し、不正請求があったことを対象者に告知することで、本人の意志に基づく対応を可能とすべきである。

(2) 告知への対応

- 対象者への告知に当っては、通知文書を持ち個々に訪問して事情を説明することを基本とし、本件の経過、開示請求権の明示、人権侵害のおそれがあること、その後の対応については本市として誠意を持って進めていくことを説明し理解を求める。
- 本件は一部の行政書士による確信犯的な不正請求事件であり、厳格な取扱いを行っている本市においても職務上請求書の悪用を防止できなかった。このため、被害の事実を把握した場合は、対象者に告知することにより、その意志に基づいて対応する以外に有効な手段はないと考えられ、告知後は対象者個々の実態を十分把握するとともに、適宜適切な情報提供を図っていく。
- 未だ事件の全容は判明せず、不正取得された戸籍等がどのように利用されたかは不明であり、告知することによって、本市の事件解明に向けた取組が求められることが予想される。しかしながら、本市にはその権限がないため、国及び県からの情報提供に頼らざるを得ない状況があるが、市民の基本的な人権を守る立場から、庁内のプロジェクトによる相談体制を確立し、関係機関と緊密に連携する中で、積極的に対応していく。

資料④ 福山市個人情報保護審議会の市長に対する答申

答 申 第 3 6 号
2005年（平成17年）8月24日

福山市長 羽田 皓 様

福山市個人情報保護審議会
会 長 岡 本 英 明

個人情報保護制度の運営について（答申）

2005年（平成17年）8月24日付福情管第183号で諮問されたみだしのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

【答申事項】

戸籍等の不正取得の被害者に事実を告知することについて（事務担当課：市民部市民課）

2005年（平成17年）8月24日

福山市個人情報保護審議会諮問事項決定書**1 決定事項**

行政書士による戸籍等不正請求取得事件の被害者への事実の告知について、被害者へ被害の事実を告知することを可とする。

2 可とする条件**(1) 告知について**

告知に当っては、交付した戸籍等の内容から推測される告知対象者の実態に即した慎重な個別的対応を図ること。

(2) 告知後の対応について

告知後の対応については、関係機関と連携して被告知者の人権擁護に向け、最大限の支援と適宜適切な情報提供を行うこと。

資料⑤ 不正取得の被害者にあてた福山市の通知文書

福 市 第155号
2005年（平成17年）10月12日

様

福山市長 羽田 皓
（市民局市民部市民課）

戸籍・住民票等の第三者への交付について（通知）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の行政運営にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして、本年4月の新聞報道により、日本行政書士会連合会に所属する兵庫庫及び大阪府の行政書士が、職務上の請求と偽って不正に戸籍や住民票を取得した事実が明らかにされています。国や県が調査する中で、県内で46件の請求が確認され、本市においても6件の請求があったとの連絡があり、調査の結果、最終的には10件の請求が確認されました。

この中に、あなたに関係する戸籍等が含まれており、当該行政書士の不正請求により取得されていた可能性のあることが判明いたしました。重大な人権侵害の可能性もあるため、請求対象となった方々にその事実をお知らせするべきであると判断しましたので、通知させていただきます。

本市におきましては、戸籍や住民票が法律上原則公開となっているために人権侵害事件が跡を断たない状況を受け、市独自に要領を作成し、不当な目的による請求には応じないなどの公開制限を行うとともに、国に対しても法改正を求めてきたところです。さらに、法律で定められた弁護士や行政書士などの職務上の請求については、その団体専用の統一請求用紙により行われ、法律上は使用目的の明示は必要ないものとされておりますが、本市では、窓口において本人であることの確認はもとより、使用目的や提出先を確認するなど、厳格な対応により、一定の歯止めをかけてきたところです。

そうした取組にもかかわらず、今回のような事件が発生しましたことは極めて遺憾であると認識しているところであり、日本行政書士会連合会等に対して、今後二度とこのような事件を引き起こさないよう取組を要望するとともに、本市として、さらに厳正な対応をすることについて通知したところであります。

あなたに関係する戸籍等が、どういう目的でどのように利用されたかについては、いまだ明らかになっていませんが、本市の個人情報保護条例に基づいて、戸籍等の請求書の開示請求をすることにより、どういう形で戸籍が請求されたのか確認することができます。また、このことに基づく人権侵害等のおそれがある場合、あるいは、何か不安を感じるようなことがある場合は、相談窓口を設置しておりますので、ご連絡いただけますようお願いいたします。

資料⑥ 広島県が各市町にあてた通知文書

平成20年9月19日

各市町住民基本台帳事務担当者様

広島県企画振興局地域振興部市町行財政課
広島県環境県民局総務管理部人権男女共同参画課長

戸籍謄本等の不正取得事件の発生について（通知）

平成19年10月31日、広島市安佐北区役所において、偽造委任状による戸籍謄本等の不正取得事件が発生し、関西の調査業等を営む3名が、平成19年12月18日に鶴見警察署（大阪府）に逮捕され、その内2名が平成20年3月31日に有印私文書偽造、同行使の罪で有罪判決を受けていたことが判明しました。（概要は別紙※のとおり）

この事件は身元調査に伴い発生したものであり、重大な人権侵害につながるおそれもあるため、今後、各市町における住民票の写し等の交付に当たっては、個人情報保護及び同様の事件の再発防止の観点から、今年5月1日に施行された改正住民基本台帳法等の規定に基づき、確実に本人確認を実施されるよう御願します。

市町行財政課

担当：行政グループ

電話 082-513-2601（ダイヤルイン）

（担当者 S）

人権男女共同参画課

担当 人権啓発グループ

電話 082-513-2734（ダイヤルイン）

（担当者 M）

資料⑦ 広島県が各市町にあてた依頼文書

平成20年9月19日

広島法務局人権擁護部第一課長 様
各市町人権啓発主管課(室)長 様

広島県環境県民局総務管理部人権男女共同参画課長

戸籍謄本等の不正取得事件の発生に伴う対応について(依頼)

平成19年10月31日、広島市安佐北区役所において、偽造委任状による戸籍謄本等の不正取得事件が発生し、関西の調査業等を営む3名が、平成19年12月18日に鶴見警察署(大阪府)に逮捕され、その内2名が平成20年3月31日に有印私文書偽造、同行使の罪で有罪判決を受けていたことが判明しました。(概要は別紙※のとおり)

この事件は身元調査に伴い発生したものであり、重大な人権侵害につながるおそれもあるため、今後、貴課(室)で実施される人権啓発事業の中で身元調査防止に関する内容を盛り込んでいただくよう検討をお願いします。

なお、貴市町の住民基本台帳事務担当課長宛には別紙2を通知しており、本件においては、別紙3の内容で、今後実施する人権啓発事業の中に身元調査防止に関する内容を盛り込む予定です。

別紙3

1 考え方

今後、実施する人権啓発事業において、次の考え方で、身元調査防止の趣旨の内容を盛り込む。

- (1) 「県民だより人権特集号」において、スペースを確保し、身元調査とは何か、なぜ重大な人権侵害につながるのか、Q&A、今回の事件の概要等を記載する。なお、同じ内容を「啓発冊子」にも記載する。
- (2) その他の事業においても、できるだけ、身元調査防止に係る「スローガン」を成果物の中に載せる。

【スローガン】

部落差別などの重大な人権侵害につながる、「身元調査は、しない！依頼しない！協力しない！」の3原則を実践しましょう。

2 事業毎の内容

- (1) ヒューマンフェスタふくやま（開催予定日11月16日（日）、平成19年度開催の東広島会場の来場者数 約4,300人）

事前に配布するチラシ、フェスタ当日に配布するプログラム、アンケート用紙、ボールペン（2,000本）にスローガンを記載（チラシ、プログラムについては、今後、関係機関と調整する予定）。

新たに身元調査防止に関するチラシを作成し、プログラム、アンケート用紙、ボールペン等と一緒にフェスタ当日に配布（福山市作成の身元調査防止に関するチラシ等があれば、配布を要請）。

フェスタ当日、市町の戸籍謄本等の窓口に掲出するために作成したポスターを掲出。

- (2) 「県民だより人権特集号」（12月1日（月）に県内全戸へ配布予定、約109万部作成）

上記のとおり。

- (3) ヒューマンフェスタひろしま（開催予定日12月7日（日）、平成19年度の来場者数 約1万人）

事前に配布するチラシ、フェスタ当日に配布するプログラム、アンケート用紙にスローガンを記載（チラシ、プログラムについては、今後、関係機関と調整する予定）。

ヒューマンフェスタふくやまの際配布した身元調査防止に関するチラシを、プログラム、アンケート用紙等と一緒にフェスタ当日に配布。

フェスタ当日、市町の戸籍謄本等の窓口に掲出するために作成したポスターを掲出。

部落差別に関する身元調査に係るもの等、適当な既存のビデオ・DVDがあれば、フェスタ当日に放映。

- (4) 啓発冊子（平成20年3月、5000部作成・配布予定）

最後のページに「県民だより人権特集号」と同じ内容を記載。

- (5) 貸出用ビデオ・DVD（平成20年2～3月購入・貸出開始の予定）

部落差別に関する身元調査に係るもの等、適当なものがあれば、購入し、一般県民等向けに貸し出す。

資料⑧ 三重県政策部長名の通知文書

政策第17-426号
平成19年8月10日

関係市区町村長 様

三重県政策部長

**職務上請求用紙を使用した住民票の写し等の不正請求に関する
伊勢簡易裁判所への過料通知について（通知）**

今般、三重県内の行政書士が、調査会社からの取得依頼により職務上請求用紙を不正に使用して、住民票の写し等の交付を請求していたことが判明しました。本県において調査を行った結果、不正を特定できた309件の中に別紙のとおり貴団体への請求が含まれておりましたのでお知らせします。

本事件に関しては、本県において不正の事実を確認し、かつ、請求先が全国42都道府県181市区町村にわたっていたことから、本日、伊勢簡易裁判所に対して、本県から一括して住民基本台帳法第52条に基づく過料の処分を求めるための通知を行いましたのでご承知おきください。

また、事件の概要及び過料通知の実施等について、本日、本件において、別添のとおり、報道に対して資料提供を行いました。

なお、今回、三重県において行ったのは、住民基本台帳法に基づく過料通知のみでありますので、申し添えます。

また、本通知により、特段の作業をお願いするということではございません。